

# 零歳児保育

牛島義友



従来公立保育所においては、乳児保育といつても実は一歳児以上のお子を取扱い、零歳児を受託することはほとんどなかつた。このために零歳児の保育を頼む場合には止むを得ず保育ママや無認可保育所に頼つていた。

時世の要求は保育所において零歳児保育にふみきらざるを得ない状態になってきた。厚生省の目下の施策も年少幼児に重点をおこうとしている。それ故に零歳児保育に関して一、二の問題にふれてみたい。

## 零歳児保育の原理

子どもの立場から考える限り、彼らは家庭において育てられる方が好ましく、三歳以下の年少幼児においては家庭が絶対に必要

であるといつてもよい。このことは最近の児童心理学や精神医学の結論である。

西欧においては、幼児は家庭において育てられる方がよいとの親の信念から幼稚園教育は意外に不振であり、アメリカにおいても保育対策不振の原因の一つは、この考え方が底に流れているためといわれる。わが国においても昭和三十八年の中央児童福祉審議会の答申の中に家庭の重要性を強調し、その結果、従来児童局といっていたものを家庭児童局と改称し、家庭重視の政策に転換し、零歳児保育は好ましくないものと考えていた。この考えは今でも変わっていない。今日零歳児保育のために新たな答申をなし、積極的施策を講ずるようになったが、同時に家庭保育の重要

性を強調している。

社会的必要として零歳児保育の必要性は理解できるが、本来好ましくない、いわば必要悪とも受けとられ、この問題は非常にすつきりしない。家庭保育を強調することは女性は家庭に帰れという古い封建的な考え方につびつくとされ、進歩的な女性解放的立場から非難されている。しかし家庭保育の重要性がこのようないオロギーの問題とからみ合わされることは困った問題である。

女性解放とか女性の職業の問題は冷静に考え根本的の解決を計るべきではなかろうか。

女性が職業に就く場合には基本的には二つの異なる動機がある。一つは経済的必要から止むを得ず仕事をする場合であり、もう一つは女性の人間としての才能や知識技能を生かすために社会的活動を求むる場合である。前者の場合はできれば主婦専業として家庭に止まつていいが、生活のために止むを得ず職場にかり出されているのである。

このような人々に対してはせめて子どもが乳幼児期の間は外に働きに出なくともよいような条件を作ってくれることが望ましいのであって、保育所をたくさん作ることがよいわけではない。

これに対し後者の場合は子どもができたために折角築いてきた職

業人としての地位を捨てることは耐えがたいことであり、自分の仕事をつづけるために乳児を扱ってくれる所を必死になって求めている。したがって零歳児保育対策としては前者の場合には十分な児童手当などを支給して働きに出なくともよいようにしてやり、保育所は後者の人のためにあるようになるのが理想なのではなかろうか。私もこのよう意味で愛育研究所において十年来零歳児保育を行ない、働く婦人のお手伝いをしてきた。

なおこの他、子どもが大きくなったり、家庭生活の合理化で余裕ができたので、より豊かな生活を楽しむために働きたいという

人も多いかもしれない。これら的人は育児に手がかかる乳児を持っている中はよそに出て働くことはしないだろうから零歳児保育所の必要はなく、それよりもパートタイムの仕事とか有利の内職が得やすいように労働対策を講じればよいのではなかろうか。児保育の問題は厚生行政よりも労働行政において解決するものが多いため、育児期間中、一時休職をみとめる制度を設ければ、無理をして家庭と職場との重圧に悩む多くの職業婦人を救済することにならう。

#### 保育所の場所

零歳児を保育する場合の望ましい立地条件は保育所が住宅のす

ぐ近くにあるか、あるいは職場に附設していることである。三か月までの乳児は長時間の外出は望ましくなく、まして混雑した交通機関に乗せることはよくない。したがって、住居の近くに保育所のあることが望ましく、特に住宅団地の中に保育所のあることが理想的である。また授乳の時は母親自らやれるように職場の中に保育所のあることもよい。

ところがわが国においては団地の保育所も職場の保育所も保育所としてはみとめられないことになっている。団地以外の人も自由に利用できるものは別としてこのような特定人を対象とした保育所はその設備がいかに完備していても保育所として公認されない。したがつて団地サービスという株式会社の経営になつたり、無認可として取り扱われてしまう。この不合理さは解決されねばならない。これは憲法解釈の問題になるので最高裁において明確な解釈をしてほしいし、必要ならば憲法改正も止むを得なかろう。

#### 保育態度

家庭保育が大切だという理由はもしさうでなかつたらホスピタリズムになる危険があるためである。乳児院や養護施設はいかに衛生施設を完備しても子どもの身心の発達はおくれ、情緒障害をおこしてくる。しかしこれは解決できない問題ではない。生みの

親でなければ子どもは健全には育たないというものではない。里親でも保母でも子どもは立派に育つ。しかしこれには条件がある。一つは保育者と乳児とが頻繁に皮膚的接触を行ない、たえず好ましい刺激を加えることである。

第二は特定の保育者がそばにおり、この保育者と子どもが密接なつながりを持ち、いざという場合にはこの保育者に頼ればよいというふうな子どもの心のよりどころとなっていることである。

第一の条件は零歳児において大切であり、第二の条件は一歳以後において特に大切である。この条件をみたすためにはまず保育者の数をふやす必要がある。今日、零歳児に対しては子ども三人に保母一人という線が示されたが、この位の人手が必要なのである。

第二の条件のためには保育者たちが極端な分業と交代でいろいろ的人に子どもが接触するのは好ましくなく、一人の保母に三、四人だけの小集団保育である必要がある。いわゆる保育ママはその空間や物的条件は悪いが、子どもたちは割合によく育っているのはこの小集団保育であるためである。

今日零歳児保育所のための衛生管理や空間的条件が、こまかく定められようとしているのはよいことではあるが、それだけで子どもが精神的に健全に育つものではない。普通の家庭の子どもは

このような物的条件では一つもよくなないが、親と子の関係のおかげで施設の子どもよりはるかによい発達を示している。故に保育所においては保母の数をふやすとともにその勤務態勢が家庭に近いものでなければならない。もしそれが昼夜保育であるならば母親のような二十四時間連続勤務が必要である。これは近代的労働条件である労働基準法に合わない。

したがつてただ保母をふやし、費用を増しただけでは解決せず、家庭の母親に準じた勤務の心構えが必要である。これが期待できないならば設備の悪い保育ママの方がよいし、近所の親切なおばさんと契約するのもよいし、できたら自分の母や姑に頼む方がよい。

### 保育の経済

保育所に子どもをあずかってもらうと母親は助かるという。いかにもその通りかもしれない。しかし、この保育のためには非常に費用がかかるものである。今日、子ども三人に保母一人というような条件になると月々の費用は二万数千円になる。建物等の設備費用は別としてこのような費用がかかる。

したがつて働く母が他人の世話をならず、受益者負担で子どもをあずかってもらうとすると当然これだけの負担をせねばならない

い。保育ママや団地の保育所は他の援助がないから、親はこの程度の負担をせねばならない。措置児となつてこれ以下の費用で保育してもらえば大助かりではあるが、その差額は他の納税者が負担しているのである。あるいはこの親が将来生活事情がよくなれば税金の形で返済する訳である。したがつてこの社会を自分たちの力で支えているものと自覚しているものにとつては結局この費用を自分で負担せねばならない。

とすると子どもを保育所にあずかってくれたら経済的に助かるということはあまりないはずである。納税者の立場とか、受益者負担ということをもつと真剣に考えるべきではなかろうか。

### 附 乳児保育実施に必要な施設設備

なお参考までに昭和四十三年十二月に中央児童福祉審議会が意見具申したものを見ておく。

乳児保育の実施に当たっては、とくに環境による影響が大きいので施設設備の構成においてはつぎの点に留意する必要がある。

第一に、乳児保育施設は独立または一区画を区切るなどにより乳児専用とすることが望ましい。

第二に、清潔、採光、換気、保温、騒音防止など保健衛生に留

意するとともに危険および災害防止のために必要な設備を完備する必要がある。

第三に、精神発達に対する考慮を十分にし、単調で無味乾燥な環境とならないようとにかく暖かい家庭的ふんい気をもたせるようになることが大切である。

以上の基本的条件のもとに乳児保育に必要な施設設備に関する基準を考えるところのようになる。

(1) 乳児を入所させる保育所には、現行児童福祉施設最低基準に示す乳児保育に関する設備のほか、ベッド室、保健室および沐浴室を設ける必要がある。

(2) ベッド室は、低月齢乳児については常時の生活の場であり、高月齢乳児については休息および午睡の場となるので、適度に光を防ぎ静かな環境となる必要がある。

(3) 保健室は、現行設備基準における医務室を整備し静養室なども兼ねたものとし、医療用具、看護用具、医薬品、身体計測器、消毒品等などを常備する必要がある。

(4) 浴浴室が独立して得られないときは、必要に応じて随時沐浴ができるような沐浴設備を設ける必要がある。

(5) その他毎日の乳児の受託に際し、健康観察、保護者との相談

を行なう受託コーナーおよび乳児が専用に使用できる屋外遊戯場を設けることが望ましい。

(6) 現行基準における乳児室は乳児の遊戯室、ほいく室および日光浴室または必要に応じては食事室を兼ねるものとし、その面積は乳児一人につき五・〇平方メートル以上であることが望ましい。なお乳児室にはほいく、起座のためのじゅうたん、たたみなどを用意するほか乳児用遊具を設ける。

(7) 調乳が衛生的に行なわれるよう現行基準における調理室の一部を調乳部所として区画するほか、便所も乳児室およびベッド室に付設し、月齢に応じて排泄の習慣を養うよう乳児用の便器および便所を設けることが望ましい。

また、施設設備に当つては、とくに危険および災害防止に留意し、現行における児童福祉施設最低基準に示す非常災害および保育室または遊戯室を二階以上に設ける場合の建築基準に関する事項を格別厳重に遵守するほか乳児数に相応じた非常用車付ベッドまたは行李などを常備しておき、火災等災害の発生した場合は、これに入れて敏速に傾斜路より滑りおろさせるなど緊急避難ができるような実際的工夫が重要である。